

# 私たちは戦争を許さない！—安保法制の憲法違反を訴える

いよいよ始まる！

## 安保法制違憲訴訟・群馬

### 8月30日(水)前橋地方裁判所

原告の方はもちろん、支援者の方も、この歴史的裁判にぜひお集まりください。どなたでもご参加いただけます。

今回予定している陳述者と陳述内容のご紹介（順不同）

- ◎下山弁護士（違憲訴訟弁護団事務局長）
- ◎廣田弁護士（小3の時、高崎で機銃掃射をうけた体験から）
- ◎岩崎さん（小4の時、前橋空襲をうけた体験から）
- ◎黒田さん（西吾妻9条の会・父から聞いたニューギニア島での壮絶な体験と兵士の最後の様子）
- ◎岩田さん（桐生在住 2人の子供のママとして、子供たちに安心安全に暮らせる未来を手渡したい思い）



私たちは「自由と権利、そして平和憲法を不断的努力のよって保持しなければならない」と、3月29日に175名の原告の思いを込めた訴状を前橋地裁に提出いたしました。再び戦争の惨禍が起こる事を恐れる戦争体験者が、また政府の行為によって子供や孫が戦争の被害に遭うかもしれないと危惧する市民が原告になりました。まだまだ第2次提訴に向け原告になってくださる方、支援してくださる方募集中です。  
◇全国では現在6,500人を超える原告が20地裁で23の裁判を提起しています。

## 8月30日 第1回期日のスケジュール

**12:30 教育会館**（裁判所北）3階へ**集合**して下さい

12:50 裁判所へ向け全員でアピール行進スタート

13:10 傍聴券の抽選整理券配布開始

13:30 傍聴席の抽選

13:35 陳述者・傍聴者入廷・・・2階21号法廷

●抽選にはずれてしまった方や、抽選に遅れてしまった方は裁判所1階の部屋（道行室）にて待機して下さい

14:00 開廷

15:30頃 閉廷 → **すぐに教育会館3階へ移動**

### ◆ 報告集会・記者会見を行います

◎12:30分教育会館に間に合わない方は、直接裁判所へ集まって下さい。13時30分を過ぎてしまうと傍聴券抽選に参加できません。傍聴希望の方は、遅くとも13時20分までに前橋地裁1階へお願いします。

◎「報告集会・記者会見」のみのご参加も大歓迎です。  
その場合は15時30分までに教育会館3階へご来場ください。

◎ 駐車場は、裁判所・県庁・市役所の駐車場をご利用ください。